

営繕工事に係る建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

この要領は、愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。以下同じ。）が発注するCCUSを活用するモデル工事（以下「CCUS活用モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

下 請 企 業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

技 能 者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

登 録 事 業 者 率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数

登 録 技 能 者 率：CCUS登録技能者の数／技能者の数

就 業 履 歴 蓄 積 率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

計 測 日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。

平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。

平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。

平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(対象工事)

第3条 愛媛県総務部が発注する営繕工事（県有施設の新築、増築、解体及び改修工事を指し、これらの工事の実施に伴い必要となる建築設備の工事を含む。以下、「工事」という。）のうち、下請が想定される設計金額1億円以上の工事及び発注者が必要と認めた工事を対象とする。

(実施内容)

第4条 対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	目標基準
平均登録事業者率	90%
平均登録技能者率	80%
平均就業履歴蓄積率	50%

(目標基準の達成状況の確認方法)

第5条 発注者は、受注者に対して前条に掲げる各指標に係る目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

(工事成績評定への反映)

第6条 受注者が第4条に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定要領の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、第4条に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

(入札公告及び特記仕様書への明示)

第7条 CCUS活用モデル工事の対象工事は、（別紙1）の記載例に従い入札公告においてその旨を明らかにし、特記仕様書（別紙2）を添付すること。

(CCUS活用にかかる費用)

第8条 CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、それぞれ以下のとおり変更設計時に支出実績に基づき、直接工事費に「CCUS運用費」として計上するものとする。この際、これらの費用は共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率の対象外とする。

なお、本工事で費用を計上したカードリーダーについては、耐用年数（4年）が経過するまで適切に管理すること。

(1) カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する（契約締結日以降に新たに購入したものに限る）。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する（契約締結日以降に新たに購入したものに限る）。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とす

る。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）費や通信費、機器の設置費は受注者の負担とする。

【カードリーダー、顔認証カメラ、顔認証型リーダーの費用】

現場で使用するOS	単価	備考
Windows	10,000円/1台（税抜）を上限	原則、1工事あたり 1台とする。
iOS	30,000円/1台（税抜）を上限	

（２）現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、一般財団法人建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

また、システム登録料及び管理者ID利用料は受注者の負担とする。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は令和6年9月27日から施行する。

(別紙 1)

＜入札公告記載例＞

この公告の工事は、営繕工事に係る建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（令和 6 年 9 月 27 日制定）の対象工事である。詳細については、同要領の規定による。

営繕工事に係るCCUS活用モデル工事特記仕様書

(対象)

第1条 本工事は、営繕工事に係る建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用モデル工事実施要領（令和6年9月27日制定。以下、「要領」という。）に基づく工事である。

(実施方法)

第2条 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置しなければならない。

2 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告しなければならない。具体的な計測日は、受発注者の協議の上、決定するものとする。ただし、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

(システム活用にかかる費用)

第3条 CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、要領第8条により変更設計時に支出実績に基づき計上するものとする。

(その他)

第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。